

令和6年度介護報酬改定に伴う関係告示の一部改正等について

1. 趣旨

社会保障審議会介護給付費分科会での議論等を踏まえ、所要の関係告示の改正等を行うもの。

2. 令和6年度介護報酬改定に係る改正の内容

- 改正等の内容は別紙のとおりとする。
 - ※ 本パブリックコメントの対象については、別紙のうち、厚生労働省告示において規定される事項に限る。厚生労働省告示において規定される事項は、別紙中「告示改正」と記載されたもの。
 - ※ 「省令改正」と記載がある事項については、令和5年12月4日から令和6年1月3日までパブリックコメントを実施。

- その他、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第13項、第8条の2第11項、第41条第4項、第42条の2第2項、第46条第2項、第48条第2項、第51条の3第2項第2号、第53条第2項、第54条の2第2項及び第58条第2項、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項及び第5項第2号、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の2第1項第1号及び第140条の63の6第1号等

4. 今後のスケジュール

告示日：令和6年3月中旬（予定）

適用期日：令和6年4月1日、6月1日、8月1日及び令和7年8月1日